

独占禁止法改正法の概要

1. 課徴金制度等の見直し
2. 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ
3. 企業結合規制の見直し
4. その他所要の改正

1. 課徴金制度等の見直し

【課徴金の対象となる行為類型の拡大】

- 排除型私的独占
- 不当廉売, 差別対価,
共同の取引拒絶, 再販売価格の拘束
(同一の違反行為を繰り返した場合)
- 優越的地位の濫用

課徴金算定率 ()内は中小企業の場合

	製造業等	小売業	卸売業
不当な取引制限	10%(4%)	3%(1.2%)	2%(1%)
支配型私的独占	10%	3%	2%

(現行法)



(改正法)

+

改正法で追加

排除型私的独占	6%	2%	1%
不当廉売, 差別対価等	3%	2%	1%
優越的地位の濫用	1%		

○ 主導的事業者に対する課徴金を割増し

- ・カルテル・入札談合等を主導した事業者に対し, 課徴金を5割増しする

○ 課徴金減免制度の拡充

- ・共同申請: 同一企業グループ内の複数の事業者による共同申請を認める
- ・減免申請者数の拡大: 調査開始前と開始後で併せて5社まで(ただし, 調査開始後は最大3社まで)に拡大する
(現行3社)

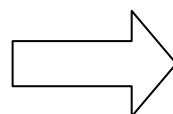
○ 事業を承継した一定の企業に対しても排除措置命令・課徴金納付命令を可能にする

○ 排除措置命令・課徴金納付命令に係る除斥期間を現行の3年から5年に延長する

2. 不当な取引制限等の罪に対する懲役刑の引上げ

- ①カルテル・入札談合等は後を絶たず，法人のみならず，実際に調整行為を行う個人に対する抑止力を確保することが重要であること，
- ②他の経済関係法令・諸外国競争法との比較においても，低い水準に留まること，から，不当な取引制限等の罪に係る自然人に対する罰則を以下のとおり引き上げる。

【現行】
3年以下の懲役又は500万円
 以下の罰金



【改正法】
5年以下の懲役又は500万円
 以下の罰金

他の経済関係法令及び諸外国競争法における自然人に対する懲役刑等の上限

法令等	金融商品取引法		特許法		不正競争防止法		米国・反トラスト法 (カルテル等)	カナダ・競争法 (カルテル等)
	インサイダー取引等	風説の流布等	特許権等 みなし侵害	特許権等 侵害	不正競争 行為等	営業秘密 の詐取等		
懲役等	5年	10年	5年	10年	5年	10年	10年	5年

3. 企業結合規制の見直し

① 株式取得の事前届出制の導入等

- 会社の株式取得について、合併等の他の企業結合と同様に事前届出制を導入
- 届出閾値を現行の3段階(単体ベースで10%超, 25%超及び50%超)から2段階(企業グループベースで20%超及び50%超)に簡素化

② 届出基準の見直し等

- 株式取得等の届出基準を、以下の表のように見直し
- 外国会社についても国内会社と同様の届出基準を適用
- いわゆる叔父甥会社間の合併等同一企業グループ内の企業再編について、届出を免除
- 株式取得の事前届出制の導入に伴う共同株式移転に係る届出規定の整備等

	現行法	改正法
株式取得会社 (買収会社)	会社並びにその直接の国内の親会社及び子会社の総資産の合計額100億円超等	企業グループの国内売上高の合計額200億円超
株式発行会社 (被買収会社)	単体総資産10億円超(国内会社の場合)	会社及びその子会社の国内売上高の合計額50億円超

※ 合併, 分割, 事業等譲受けについても, 同様の見直しを行う。

4. その他所要の改正

○海外当局との情報交換に関する規定の導入

○利害関係人による審判の事件記録の閲覧・謄写規定の見直し

- ・違反行為と関係のない事業者の秘密や個人情報など正当な理由がある場合には、開示を制限できる旨を明確化

○差止訴訟における文書提出命令の特則の導入

- ・私人による不公正な取引方法に係る差止請求訴訟において、文書の提出を拒む正当な理由があるとき以外は、営業秘密等を含む文書であっても、裁判所は提出を命じることができる

○損害賠償請求訴訟における求意見制度の見直し

- ・損害額に関する義務的な求意見制度を改め、裁判所が必要に応じて公正取引委員会の意見を求めることができる制度とする

○職員等の秘密保持義務違反に係る罰則の引上げ

- ・10万円以下の罰金→100万円以下の罰金

○事業者団体届出制度の廃止